

大垣市木造住宅耐震補助制度のご案内

◆この補助制度の対象は、昭和56年5月31日以前に着工した建築物です。

あなたのお住まいを耐震性のある住宅にしましょう。

☑ 木造住宅無料耐震診断

利用件数が1,500件を超えました！



© 岐阜県

市が「木造住宅耐震相談士」を派遣しますので、安心してご利用いただけます。

☑ 木造住宅耐震改修補助

利用件数が約220件あります！



市が耐震改修工事の費用の一部を補助します。

◆手続き方法は裏面をご覧ください。

◆申請期間：令和7年5月15日（木）～12月26日（金） ※予算に達し次第終了

◆木造住宅の耐震改修について、申請者の当初の費用負担を軽減する代理受領制度を創設しました。

◆木造住宅の耐震改修設計、木造住宅以外の建築物の耐震診断・耐震改修についても補助制度がありますので、ご相談ください。

※お問い合わせ先

大垣市役所都市計画部建築指導課建築指導グループ（市役所5階）

電話（代表）81-4111（内線）2683・2684（直通）47-8436

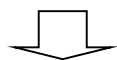
木造住宅耐震補助制度の手続き方法



木造住宅無料耐震診断

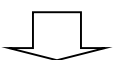
- ① 申請者が「耐震診断申込書」を建築指導課窓口に出します。

＜5月15日申込開始＞



- ② 市が申込書類を審査後、「耐震診断決定通知書」を郵送します。

＜申込の翌月上旬＞



- ③ 市から木造住宅耐震相談士を派遣いたします。事前に担当の相談士が連絡いたしますので、現地調査の日時等、調整してください。

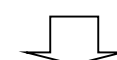
＜申込の翌月下旬＞



- ④ 決定した日時に、相談士が現地調査を行います。

※ 調査可能な範囲で、床下及び天井裏について調査を行います。

＜申込の翌々月中旬＞



- ⑤ 現地調査後、相談士が耐震診断の結果のご説明と報告書をお渡しに伺います。

＜現地調査日より約1ヶ月後＞

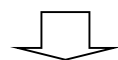
（これで耐震診断は終了です。）

◆耐震診断の補助を受けられた方に対して、市からアンケートや耐震改修補助制度に関するチラシを送付する場合があります。

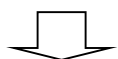


木造住宅耐震改修補助

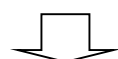
- ① 申請者が「耐震改修工事補助金交付申請書」を建築指導課窓口に出します。



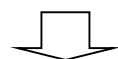
- ② 市が申請書類を審査後、「補助金交付決定通知書」を交付します。



- ③ 申請者が請負業者と契約を締結し、工事に着工できます。



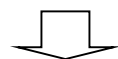
- ④ 工事中に建築指導課職員が現地確認を行います。



- ⑤ 工事完了後、申請者が「耐震改修工事完了実績報告書」を建築指導課窓口に出します。



- ⑥ 市が報告書類を審査後、「補助金確定通知書」を交付します。



- ⑦ 申請者が「補助金交付請求書」を建築指導課窓口に出します。



- ⑧ 補助金が支払われます。

（これで耐震改修補助は終了です。）